



鳥取県公報

令和7年3月18日（火）
号外第21号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則（3）（県民課）・・・・・・・・・・ 5 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 （4）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（5）（くらしの安心推進課）・・・・ 19 鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則（6）（産業人材課）・・・・ 20 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則（7）（農業大学校）・・・・・・ 22 鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則（8）（県土総務課）・・・・・・ 23
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・・・・・・・・・ 24

公布された規則のあらまし

◇鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 定義について定めた規定中引用する行政手続法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

次の障害福祉サービス事業を行う者は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めることとする。

ア 生活介護

イ 自立訓練

ウ 就労移行支援

エ 就労継続支援

(2) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正

就労選択支援を行う者は、食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めることとする。

(3) 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正

食事の提供を行う場合であって、施設に栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(4) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正

軽費老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする等所要の規定の整備を行う。

(5) 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする等所要の規定の整備を行う。

(6) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

次の居宅サービス事業及び介護予防サービス事業を行う者は、従業者として栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする等所要の規定の整備を行う。

ア 短期入所生活介護

イ 介護予防短期入所生活介護

ウ 短期入所療養介護

エ 介護予防短期入所療養介護

(7) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正

指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護

事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士（現行 栄養士）又は機能訓練指導員については、当該施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。

(8) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正

保育所において満3歳以上の幼児に対する食事の提供について当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができることとする要件について、保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）による必要な配慮が行われることに改める。

(9) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする等所要の規定の整備を行う。

(10) 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部改正

献立等について栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）（他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を含む。）の指導を受けることとする。

(11) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

製菓衛生師法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 製菓衛生師免許申請書の様式中記載すべき事項及び添付すべき書類に係る記載を改める。
- (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

労働市場の変化等に対応した職業能力の開発を図るため、鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科にITエンジニア養成科を新設することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立産業人材育成センター米子校の訓練科にITエンジニア養成科（定員10人、訓練期間2年）を加え、授業料を徴収しない職業訓練とする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立農業大学校において、臨時に休業し、又は休業日に開業する場合の公表方法として、インターネットを利用する方法を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県測量業者登録簿閲覧所において、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をする場合の公表方法として、インターネットを利用する方法を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 法第15条第1項の通知を受けた者 (<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。</u>)をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当事者 法第15条第1項の通知を受けた者 (<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。</u>)をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3(第5条関係)			別表第3(第5条関係)		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー ビス の 提 供	1～29 略 30 食事の提供を行う 場合であって、事業 所に <u>栄養士又は管理 栄養士</u> を置かないと きは、献立の内容、 栄養価の算定及び調 理の方法について保 健所の指導を受ける よう努めること。 31～37 略	略	サー ビス の 提 供	1～29 略 30 食事の提供を行う 場合であって、事業 所に <u>栄養士</u> を置かな いときは、献立の内 容、栄養価の算定及 び調理の方法につい て保健所の指導を受 けるよう努めるこ と。 31～37 略	略
略			略		
備考 略			備考 略		
別表第6(第8条関係)			別表第6(第8条関係)		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー ビス の 提 供	1～25 略 26 食事の提供を行う 場合であって、事業 所に <u>栄養士又は管理 栄養士</u> を置かないと きは、献立の内容、 栄養価の算定及び調 理の方法について保 健所の指導を受ける よう努めること。 27～33 略	略	サー ビス の 提 供	1～25 略 26 食事の提供を行う 場合であって、事業 所に <u>栄養士</u> を置かな いときは、献立の内 容、栄養価の算定及 び調理の方法につい て保健所の指導を受 けるよう努めるこ と。 27～33 略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～22 略 23 食事の提供を行う場合であって、事業所に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。 24～39 略	略
略		

備考 略

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～22 略 23 食事の提供を行う場合であって、事業所に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。 24～39 略	略
略		

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～22 略 23 食事の提供を行う場合であって、事業所に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。 24～45 略	略
略		

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サ ー ビ ス の 提 供	1～22 略 23 食事の提供を行う場合であって、事業所に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。 24～45 略	略
略		

備考 略

（鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則及び鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表第6の次に1表を加える改正規定のうちサービスの提供の項第26号に係る部分を次のように改める。

改正後		改正前	
サ ー ビ ス	26 食事の提供を行う場合であって、事業		

の 提 供	所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所の指導を受けるよう努めること。
----------	--

(鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">最低基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ</td> <td>1～35 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビス</td> <td>36 食事の提供を行う場合であって、施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">の 提 供</td> <td>37～52 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	略		サ	1～35 略	ビス	36 食事の提供を行う場合であって、施設に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。	の 提 供	37～52 略	略		<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">最低基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ</td> <td>1～35 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ビス</td> <td>36 食事の提供を行う場合であって、施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">の 提 供</td> <td>37～52 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	略		サ	1～35 略	ビス	36 食事の提供を行う場合であって、施設に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。	の 提 供	37～52 略	略	
区分	最低基準																								
略																									
サ	1～35 略																								
ビス	36 食事の提供を行う場合であって、施設に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。																								
の 提 供	37～52 略																								
略																									
区分	最低基準																								
略																									
サ	1～35 略																								
ビス	36 食事の提供を行う場合であって、施設に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。																								
の 提 供	37～52 略																								
略																									

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職員の配置</td> <td> 1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員又は調理員との連携 </td> </tr> </table>	職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 、事務員又は調理員との連携	<p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職員の配置</td> <td> 1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、<u>栄養士</u>、事務員又は調理員との連携を図ることにより効 </td> </tr> </table>	職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、 <u>栄養士</u> 、事務員又は調理員との連携を図ることにより効
職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 、事務員又は調理員との連携				
職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6)・(7) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、 <u>栄養士</u> 、事務員又は調理員との連携を図ることにより効				

	<p>を図ることにより効果的な運営をすることができる場合にあつては医師、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員又は調理員を、調理業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができること。</p> <p>4～8 略</p> <p>9 <u>栄養士又は管理栄養士</u>は、常勤であること。</p> <p>10～12 略</p>
略	

備考 略

別表（第2条、附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を併設する施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあつては事務員を、調理業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができること。</p> <p>3～9 略</p> <p>10 <u>栄養士又は管理栄養士</u>及び事務員のそれぞれ1人は、常勤であること。</p> <p>11・12 略</p>
略	

備考 略

	<p>果的な運営をすることができる場合にあつては医師、<u>栄養士</u>、事務員又は調理員を、調理業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができること。</p> <p>4～8 略</p> <p>9 <u>栄養士</u>は、常勤であること。</p> <p>10～12 略</p>
略	

備考 略

別表（第2条、附則第2項関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>栄養士</u> 1人以上</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあつては<u>栄養士</u>を、入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を併設する施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあつては事務員を、調理業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができること。</p> <p>3～9 略</p> <p>10 <u>栄養士</u>及び事務員のそれぞれ1人は、常勤であること。</p> <p>11・12 略</p>
略	

備考 略

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td> 1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員	<p>(特別養護老人ホームの基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td> 1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては <u>栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができること。
区分	基準								
職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員								
区分	基準								
職員の配置	1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1人以上 (6) 略 2 略 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの <u>栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設（入所定員が50人未満の施設に限る。）にあつては <u>栄養士</u> を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができること。								

を置かないことができること。
 4 略
 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

養 護 老 人 ホ ム	略	
	栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士
	略	
介 護 老 人 保 健 施 設	略	
	栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士
	略	
介 護 医 療 院	略	
	栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士
	略	
病 床 数 100 以 上 の 病 院	略	
	栄養士又は管理栄養士	栄養士又は管理栄養士
	略	

6～15 略

略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

4 略
 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

養 護 老 人 ホ ム	略	
	栄養士	栄養士
	略	
介 護 老 人 保 健 施 設	略	
	栄養士	栄養士
	略	
介 護 医 療 院	略	
	栄養士	栄養士
	略	
病 床 数 100 以 上 の 病 院	略	
	栄養士	栄養士
	略	

6～15 略

略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 1人以上

<p>(5)・(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介 護 老 人 保 健 施 設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介 護 医 療 院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">病 床 数 100 以 上 の 病 院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士又は 管理栄 養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	略		栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士	略			介 護 老 人 保 健 施 設	略		栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士	略			介 護 医 療 院	略		栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士	略			病 床 数 100 以 上 の 病 院	略		栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士	略			<p>(5)・(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">特 別 養 護 老 人 ホ ー ム</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 35%; text-align: center;">栄養士</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介 護 老 人 保 健 施 設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">介 護 医 療 院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">病 床 数 100 以 上 の 病 院</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td> <td style="text-align: center;">栄養士</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>8 略</p>	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	略		栄養士	栄養士	略			介 護 老 人 保 健 施 設	略		栄養士	栄養士	略			介 護 医 療 院	略		栄養士	栄養士	略			病 床 数 100 以 上 の 病 院	略		栄養士	栄養士	略		
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム		略																																																															
	栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士																																																															
略																																																																	
介 護 老 人 保 健 施 設	略																																																																
	栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士																																																															
略																																																																	
介 護 医 療 院	略																																																																
	栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士																																																															
略																																																																	
病 床 数 100 以 上 の 病 院	略																																																																
	栄養士又は 管理栄 養士	栄養士又は 管理栄 養士																																																															
略																																																																	
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	略																																																																
	栄養士	栄養士																																																															
略																																																																	
介 護 老 人 保 健 施 設	略																																																																
	栄養士	栄養士																																																															
略																																																																	
介 護 医 療 院	略																																																																
	栄養士	栄養士																																																															
略																																																																	
病 床 数 100 以 上 の 病 院	略																																																																
	栄養士	栄養士																																																															
略																																																																	
略	略																																																																

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第3条、第4条関係） 1～7 略 8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介	別表第1（第3条、第4条関係） 1～7 略 8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介

護	
区分	基準
従業者の配置	1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5)・(6) 略 2 利用定員が40人以下の事業所にあつては、前号(4)の規定にかかわらず、他の社会福祉施設等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないことができること。 3～9 略
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1 介護老人保健施設である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び <u>栄養士又は管理栄養士</u> の人数は、それぞれ利用者を入所者とみなした場合に介護老人保健施設として必要とされる人数とすること。 2 介護医療院である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び <u>栄養士又は管理栄養士</u> の人数は、それぞれ利用者を入所者とみなした場合に介護医療院として必要とされる人数とすること。 3 病院又は診療所（療養病床を有するものに限る。）である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は

護	
区分	基準
従業者の配置	1 事業所ごとに置く従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> 1人以上 (5)・(6) 略 2 利用定員が40人以下の事業所にあつては、前号(4)の規定にかかわらず、他の社会福祉施設等の <u>栄養士</u> との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、 <u>栄養士</u> を置かないことができること。 3～9 略
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
従業者の配置	1 介護老人保健施設である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び <u>栄養士</u> の人数は、それぞれ利用者を入所者とみなした場合に介護老人保健施設として必要とされる人数とすること。 2 介護医療院である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び <u>栄養士</u> の人数は、それぞれ利用者を入所者とみなした場合に介護医療院として必要とされる人数とすること。 3 病院又は診療所（療養病床を有するものに限る。）である事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は

<p>作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の人数は、それぞれ利用者を入院患者とみなした場合に病院又は診療所として必要とされる人数とすること。 4・5 略</p> <p>略</p> <p>10～12 略</p> <p>別表第3（第3条、第4条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業所ごとに、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>5 略</p>	<p>作業療法士及び<u>栄養士</u>の人数は、それぞれ利用者を入院患者とみなした場合に病院又は診療所として必要とされる人数とすること。 4・5 略</p> <p>略</p> <p>10～12 略</p> <p>別表第3（第3条、第4条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事業所ごとに、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>栄養士</u> 1人以上</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>5 略</p>
---	---

(鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	<p>1～10 略</p> <p>11 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、</p>	従業者の配置	<p>1～10 略</p> <p>11 施設に指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、</p>

<p>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>12 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>栄養士又は機能訓練指導員については、当該施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。</p> <p>12 略</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>
--	---

(鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第4(第6条関係)		別表第4(第6条関係)	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p>7 次に掲げる要件を満たす保育所は、前号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該保育所には、調理室を設けないことができるが、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>8～15 略</p>	サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p>7 次に掲げる要件を満たす保育所は、前号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該保育所には、調理室を設けないことができるが、当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について<u>栄養の観点</u>からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>8～15 略</p>
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 略	従業者の配置	1 略
	2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1) 略 (2) <u>栄養士又は管理栄養士</u> は、1人以上とすること。 (3)～(8) 略 (9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規定にかかわらず、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないことができること。 (10) 略 3～6 略		2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。 (1) 略 (2) 栄養士は、1人以上とすること。 (3)～(8) 略 (9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規定にかかわらず、 <u>栄養士</u> を置かないことができること。 (10) 略 3～6 略
略		略	
2～4 略		2～4 略	
別表第10(第4条関係)		別表第10(第4条関係)	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1～3 略	従業者の配置	1～3 略
	4 <u>栄養士又は管理栄養士</u> は、1人以上とすること。 5・6 略 7 第4号及び第5号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の場合は <u>栄養士又は管理栄養士</u> を、		4 栄養士は、1人以上とすること。 5・6 略 7 第4号及び第5号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下の場合は <u>栄養士</u> を、調理業務の全部

<p>調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができること。</p> <p>8・9 略</p> <p>10 入所者の支援に支障がない場合は、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</p> <p>略</p>	<p>を委託する場合は調理員を置かないことができること。</p> <p>8・9 略</p> <p>10 入所者の支援に支障がない場合は、<u>栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。</u></p> <p>略</p>												
2 医療型障害児入所施設													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td> <p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業者の配置</td> <td> <p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	略	
区分	基準												
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>												
略													
区分	基準												
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師、看護師又は准看護師及び<u>栄養士</u>病院として必要とされる数</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p>												
略													

(鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
項目	要件	項目	要件
略		略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 献立等について<u>栄養士又は管理栄養士</u>（他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を含む。）の指導を受けること。</p>	サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 献立等について<u>栄養士</u>（他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>を含む。）の指導を受けること。</p>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">4～12 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別表第2（第3条関係）</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">基準</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td>4 献立等について<u>栄養士又は管理栄養士</u>（他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を含む。）の指導を受けること。</td> </tr> <tr> <td>5～14 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		4～12 略	略		別表第2（第3条関係）		項目	基準	略		サービスの提供	1～3 略	4 献立等について <u>栄養士又は管理栄養士</u> （他の施設、保健所、市町村等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を含む。）の指導を受けること。	5～14 略	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">4～12 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">別表第2（第3条関係）</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">基準</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td>4 献立等について<u>栄養士</u>（他の施設、保健所、市町村等の<u>栄養士</u>を含む。）の指導を受けること。</td> </tr> <tr> <td>5～14 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		4～12 略	略		別表第2（第3条関係）		項目	基準	略		サービスの提供	1～3 略	4 献立等について <u>栄養士</u> （他の施設、保健所、市町村等の <u>栄養士</u> を含む。）の指導を受けること。	5～14 略	略	
	4～12 略																																
略																																	
別表第2（第3条関係）																																	
項目	基準																																
略																																	
サービスの提供	1～3 略																																
	4 献立等について <u>栄養士又は管理栄養士</u> （他の施設、保健所、市町村等の <u>栄養士又は管理栄養士</u> を含む。）の指導を受けること。																																
	5～14 略																																
略																																	
	4～12 略																																
略																																	
別表第2（第3条関係）																																	
項目	基準																																
略																																	
サービスの提供	1～3 略																																
	4 献立等について <u>栄養士</u> （他の施設、保健所、市町村等の <u>栄養士</u> を含む。）の指導を受けること。																																
	5～14 略																																
略																																	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県製菓衛生師法施行細則（昭和42年鳥取県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職氏名 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、製菓衛生師の免許を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 略</p> <p>6 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことの有無 （取消処分を受けたことがあるときは、その理由及び年月日並びに旧免許の年月日、登録番号及び免許知事名） <u>有・無</u></p> <p>7 <u>麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当するかどうかの別 該当・非該当</u></p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">製菓衛生師免許申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職氏名 様</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、製菓衛生師の免許を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 略</p> <p>6 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことの有無 （取消処分を受けたことがあるときは、その理由及び年月日並びに旧免許の年月日、登録番号及び免許知事名）</p> <p>備考 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
略						略					
鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年	鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	50人	2年
			設計・インテリア科	20人	1年				設計・インテリア科	20人	1年
			デザイン科	20人	1年				デザイン科	20人	1年
			介護福祉士養成科	30人	2年				介護福祉士養成科	30人	2年
			<u>I T</u> <u>エ</u> <u>ン</u> <u>ジ</u> <u>ニ</u> <u>ア</u> <u>養</u> <u>成</u> <u>科</u>	<u>10人</u>	<u>2年</u>						
2 略						2 略					
(授業料の納付) 第11条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める職業訓練は、介護福祉士養成科、保育士養成科、 <u>栄養士養成科及びI Tエンジニア養成科</u> において行う職業訓練とする。						(授業料の納付) 第11条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める職業訓練は、介護福祉士養成科、保育士養成科 <u>及び栄養士養成科</u> において行う職業訓練とする。					
2・3 略						2・3 略					

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの鳥取県立産業人材育成センター米子校のITエンジニア養成科の訓練生定員については改正後の鳥取県立産業人材育成センター規則第2条第1項の規定にかかわらず、5人とする。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第28条 略 2 略 3 校長は、前項の規定により臨時に休業し、又は休業日に開業するときは、あらかじめその旨を大学校に <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。</u>	(休業日) 第28条 略 2 略 3 校長は、前項の規定により臨時に休業し、又は休業日に開業するときは、あらかじめその旨を大学校に <u>掲示しなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

鳥取県測量業者登録簿閲覧規則（昭和37年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(臨時の休日等) 第4条 登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に <u>掲示するとともに、インターネットを利用する方法により公表するものとする。</u>	(臨時の休日等) 第4条 登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の伸縮をするものとし、その旨を閲覧所に <u>掲示する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月18日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>患者支援・地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がんセンター</td> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	略		鳥取県立厚生病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>患者支援・地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がんセンター</td> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		<u>患者支援・地域連携センター</u>		がんセンター	がん相談支援センター		外来化学療法室	略		<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 20%;">鳥取県立厚生病院</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	略		鳥取県立厚生病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		<u>地域連携センター</u>		がん相談支援センター			外来化学療法室	略	
略																													
鳥取県立厚生病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>患者支援・地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がんセンター</td> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		<u>患者支援・地域連携センター</u>		がんセンター	がん相談支援センター		外来化学療法室	略																			
略																													
<u>患者支援・地域連携センター</u>																													
がんセンター	がん相談支援センター																												
	外来化学療法室																												
略																													
略																													
鳥取県立厚生病院	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>地域連携センター</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">がん相談支援センター</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">外来化学療法室</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		<u>地域連携センター</u>		がん相談支援センター			外来化学療法室	略																			
略																													
<u>地域連携センター</u>																													
がん相談支援センター																													
	外来化学療法室																												
略																													
<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>患者支援・地域連携センター</u></td> <td style="width: 70%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援（がん相談支援に係るものを除く。）に関する</u>こと。 2 <u>患者の入退院支援に関する</u>こと。 3 略 4 略 5 略 6 <u>患者支援・地域連携センターの管理に</u>関すること。 </td> </tr> </table>	略		<u>患者支援・地域連携センター</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援（がん相談支援に係るものを除く。）に関する</u>こと。 2 <u>患者の入退院支援に関する</u>こと。 3 略 4 略 5 略 6 <u>患者支援・地域連携センターの管理に</u>関すること。 	<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;"><u>地域連携センター</u></td> <td style="width: 70%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 略 3 略 4 <u>地域連携センターの</u>管理に関すること。 </td> </tr> </table>	略		<u>地域連携センター</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 略 3 略 4 <u>地域連携センターの</u>管理に関すること。 																				
略																													
<u>患者支援・地域連携センター</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>患者等の医療、福祉等に係る相談及び支援（がん相談支援に係るものを除く。）に関する</u>こと。 2 <u>患者の入退院支援に関する</u>こと。 3 略 4 略 5 略 6 <u>患者支援・地域連携センターの管理に</u>関すること。 																												
略																													
<u>地域連携センター</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 略 3 略 4 <u>地域連携センターの</u>管理に関すること。 																												

略		
職員支援室		<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。
略		
がんセンター（鳥取県立中央病院）		<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者の医療に関すること。 2 がんセンターの管理に関すること。 3 その他がん患者の医療に必要な事項に関すること。
がんセンター（鳥取県立厚生病院）	がん相談支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者の医療に関すること。 2 がん相談支援に関すること。 3 がん相談支援センターの管理に関すること。 4 その他がん患者の医療に必要な事項に関すること（外来化学療法室の所掌に属するものを除く。）。
	外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。

(職制)

がん相談支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん相談支援に関すること。 2 がん相談支援センターの管理に関すること。
略	
職員支援室	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の勤務環境等の改善に関すること。 2 職員の相談支援に関すること。 3 院内保育に関すること。 4 職員支援室の管理に関すること。
外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。
略	
がんセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者の医療に関すること。 2 がんセンターの管理に関すること。 3 その他がん患者の医療に必要な事項に関すること。

(職制)

<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、患者支援センター、<u>患者支援・地域連携センター</u>、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>	<p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、<u>外来化学療法室</u>、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、患者支援センター、<u>地域連携センター</u>、がん相談支援センター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。</p> <p>6・7 略</p>
---	---

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。